| | [入、農 | 業生産法人の肉 | 事業年度 | | 人下の記 | | |
|--|-------------------------------|---|--|---|---------------------------------|-----------------------|-------------|
| 用牛の売却に係る所得又は連結 定の基金に対する負担金等の損 | 所得の 金算入 | 特別控除及び特 に関する明細書 | 又は連結 事業年度 | | 法人名 | (| , |
| I | ——— 社会保 | 険診療報酬に係 | - る損金算 | 入に関する明治 | 細書 | (| , |
| 医業又は歯科医業に係る総収入金額 | 1 | 円 | 1月 医 | 業 又 は 歯 様 係 る 経 費 | ト 医 業 の 額 | 4 | 円 |
|]上のうち社会保険診療報酬 : 係 る 収 入 金 額 | 2 | <u>-</u> | | のうち社会保険 係 る 経 費 | | 5 | |
| 量金算入限度額。 (16) (1)の金額が7,000万円超である場合は0) | 3 | | の 損 算 | 金 算 (3) - (5) | 入 額 | 6 | |
| 2 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - | 損 | 金 算 入 限 | 度額 | の 計 算 | | | |
| 「6」欄 | 1 66- | | II A | 上 上 子 子 子 子 子 子 | : 17 | ス 終 夢 <i>で</i> |) ダ哲 |
| 社会保険診療報酬の連結所得 ①「租税特別措置法の条項」相 ②「区分番号」欄:「10468」 ③「適用額」欄: 当該別表十代 | 闌:「第68 | 8条の99第1項」 | ている場合 | × 72/100 | | 12 | · IIII 円 |
| 500万円を超え3,000万円以下の 額 | 8 | * | | (8) × 70 100 | | 13 | |
| 000万円を超え4,000万円以下の 額 | 9 | | | (9) × <u>62</u> 100 | | 14 | |
| 000万円を超え 5,000 万円以下の額 | 10 | | | (10) × <u>57</u> | | 15 | |
| 計 (2) (7)+(8)+(9)+(10) | 11 | | (12) | + (13) + (14) + | (15) | 16 | |
| T 農業生産法人の | —— 肉用牛 | ———— の売却に係る所 | └──── f得又は連 | 結所得の特別 | 空除に関 | <u></u> する明細: | 書 |
| 「22」欄 | に係る道 | 重結所得の課税 | F 肉用 | 牛の売却に係る | 収益の額 | 20 | 円 |
| | | | | | | | |
| 農業生産法人の肉用牛の売却 D特例を適用している場合 ①「租税特別措置法の条項」机 ②「区分番号」欄:「10368」 | 闌:「第68 | 3条の101第1項」 | 譲 | 渡原価(19) | の額 | 21 | |
| D特例を適用している場合 ①「租税特別措置法の条項」相 ②「区分番号」欄:「10368」 ③「適用額」欄:当該別表十(七 | | |) 特 | (19) 別 控 | の額除額 | 21 | |
| の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」析 ② 「区分番号」欄:「10368」 ③ 「適用額」欄:当該別表十(七 | 5)「22」榻 13 | 劇の金額(円単位) |) 特 | (19) 別 控 (20) — (21) | 徐 額 | | |
| D特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」析 ② 「区分番号」欄:「10368」 ③ 「適用額」欄:当該別表十(七 | 5)「22」榻 13 | 側の金額(円単位) 金に対する負担: |) 特 | (19) 別 控 (20) — (21) | 徐 額 | | |
| D特例を適用している場合 ①「租税特別措置法の条項」析 ②「区分番号」欄:「10368」 ③「適用額」欄:当該別表十(七 | 5)「22」榻 13 | 間の金額(円単位) 金に対する負担: 「27」欄 | 金等の損金 | (19) 別 控 (20) — (21) | 余 額 明細書 | 22 | ている場合 |
| D特例を適用している場合 ①「租税特別措置法の条項」析 ②「区分番号」欄:「10368」 ③「適用額」欄:当該別表十(七) (1) + (18) Ⅲ 特別 ■ 特別 | 5)「22」欄 | 間の金額(円単位) 全に対する負担: 「27」欄 特定の基金に ①「租税特別 旧措置法第 | 等の損金 会等の損金 対する負担 対する負担 はおことの は、対する負担 は、対する負担 | 別 別 (2) - (2) 金算入に関する 全算入に関する 単金等の損金算 条項」欄:「第68 第1項」 | 余 額・明細書 | 22 | |
| の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」析 ② 「区分番号」欄:「10368」 ③ 「適用額」欄: 当該別表十(七 (1) + (18) Ⅲ 特別 正 特別 | 5)「22」欄 「13」 定の基金 23 | 間の金額(円単位) 全に対する負担: 「27」欄 特定の基金に ①「租税特別 旧措置法第 ②「区分番号 | 等の損益 金等の損益 対する負担 対する負担 は 568条の95 引欄:「1036 | 別 別 (2) - (2) 金算入に関する 全算入に関する 単金等の損金算 条項」欄:「第68 第1項」 | 余 額・明細書 入の特例条の95第 | 22 別を適用して 1項」又は | |

法 0301-1007

27

同上のうち損金の額に算入した金額